

「運航に関する業務の管理の受委託に係る許可の運用指針」の一部改正（案）
について

令和 7 年 3 月
航空局安全部安全政策課

1. 背景

本邦航空運送事業者の事業の用に供する航空機の運航又は整備に関する業務の管理の委託及び受託については、航空法第 113 条の 2 の規定に基づき国土交通大臣の許可を受けることとされており、運航に関する業務の管理の受委託に係る許可にあたっての基準は「業務の管理の受委託の許可実施要領」（平成 12 年 1 月 28 日付 空航第 71 号、空機第 67 号。以下「実施要領」という。）及び「運航に関する業務の管理の受委託に係る許可の運用指針」（平成 14 年 6 月 21 日付 国空航第 239 号。以下「指針」という。）に規定されている。

指針において、その適用対象とする運航に関する業務の管理を受委託する場合の形態を「共通事業機並びに同等の基準及び手順を用いて実質的に一体となって事業を行っている」と認められる系列の本邦航空運送事業者（以下「グループ企業」という。）間で行われる場合」又は「グループ企業以外の本邦航空運送事業者からのウェットリース（受託者の管理下にある航空機・乗員を用いて、運航及び整備に関する業務並びにその管理を一括して受委託するもの）」であることと定めているところ、本邦航空運送事業者における運航形態の多様化及び実施要領に定める要件等を踏まえて、指針について所要の改正を行う。

2. 改正概要

○指針の対象とする運航に関する業務の管理の受委託の形態として次のものを追加する。

- ・グループ企業以外の本邦航空運送事業者の管理下にある航空機・乗員を用いて行われる運航に関する業務の管理の受委託であって、次のいずれの要件も満たすもの
 - ・受託者及び委託者が整備に関する業務の管理の委託に係る許可を受けていること。
 - ・委託者の航空機の整備業務の管理を行う者が、受託者が自社の運航に使用する航空機の整備業務の管理を行う者と同一であること。
 - ・委託者の航空機の整備業務の管理のために定められた整備マニュアルの内容が、受託者が自社の運航に使用する航空機の整備業務の管理のために定めた整備マニュアルの内容と同等であること。

○その他、所要の改正を行う。

3. 基準案

別添のとおり。

4. スケジュール（予定）
公布及び施行 令和7年4月